

平成 26 年 6 月号

平成 26 年 6 月 1 日発行 No.136

編集・発行 事務局・広報部

<http://suitashi-danshukai.net>

今月の断酒表彰

☆ Y・S さん 吹田支部 断酒二年

☆ K・Y さん 南千里支部 断酒二年

断酒表彰おめでとうございます。ますますのご活躍を期待いたします。

断酒に思う (48)

アルコール健康障害対策基本法 推進宣言

5 月 25 日(日)に東京での基本法推進の集いで採択された推進宣言についての内容を掲載致します。全員で基本法について考え、行動する契機にして貰いたいと思います。(編集部)

「本日私たちは、日本のアルコール対策の歴史的な 1 ページとなる日を迎えることができました。この場に集う、当事者、家族、専門家、支援団体、超党派議員連盟、関係省庁、酒類業界などすべての関係者が、共に手をたずさえ、基本法の推進に力を尽くすことを、ここに誓い合いたいと思います。

わが国では長いこと、不適切な飲酒はさまざまな問題に覆い隠され、その影響力の大きさ、深刻さが、社会に認知されていませんでした。家族は、解決の方法がわからないまま飲酒問題に悩み、当事者が専門治療につながるまでに長い年月を要してきました。そして回復の場にたどりつけるのは、ごく一握りの幸運な人たちでした。悲惨な飲酒運転事故が今も繰り返され、その背景にある飲酒問題への介入の試みは、ようやく始まったばかりです。飲み会でのアルコールハラスメントによって若者が命を断たれる悲劇も、一向になくなりません。

支援に取り組む側も、個々の熱意だけでは限界にきています。地域での連携が早期介入に結びつくことは明らかなのに、全国的な広がりを見せていません。救急医療の現場はアルコール関連の搬送者により疲弊し、各地で危機的状態にあります。公的な相談の受け皿は不足しており、人材養成のシステムも確立していません。一般医療、福祉、介護、司法、DV・虐待被害者支援など、飲酒が背景となる問題に対応する場でも、正しい認識が共有されていません。

今こそ、現状を変えなければならない！



この問題に関わる一人一人が思いをひとつにしたからこそ、アルコール健康障害対策基本法は誕生しました。

私たちがめざすのは――

アルコールについての正しい知識の普及、依存症への偏見の是正。

早期発見・早期介入を可能にする、職種や立場を超えた連携づくり。

回復を応援する社会の実現、当事者と家族への支援の充実。

不適切な飲酒がもたらす数々の悲劇を未然に防ぐ、予防のしくみ。

私たちは、今ここから対策推進への一歩を共に踏み出すことを、宣言します。」

2014 年 5 月 25 日

「アルコール健康障害対策基本法推進の集い in 東京」参加者一同

今月の「指針と規範】断酒会規範

三 断酒会は姓名を名乗ることを原則とする

われわれが断酒会員であることを名乗る最大の理由は、それが自分の断酒にとって有利であることに外ならない。

われわれは、自分がアルコール依存症になっていることをやっと認めた。

断酒会に入会することで、アルコール依存症が恥ずかしい病気でないことも知った。そして、原則通り自分の名前を名乗っているが、断酒会内部にのみとどめている人が意外に多い。

恥ずかしい病気ではないと思いながら、社会のこの病気に対する誤解が怖いことと、まだまだ自分の内部にこの病気に対する否定的な気持が潜在しているからであろう。姓名を名乗るといふ断酒会の原則は、誰にでもこの事実を率直に告げるといふことであるので、勇気を出して断酒の意思表示を広く社会にしよう。

そうすることで、われわれの意識の中にずっと持ち続けていた劣等感が徐々に薄れ、断酒意欲の向上にもつながる。また、社会一般の人たちにとっても、明るく堂々と姓名を名乗っている断酒会員に接することで、従来の間違った認識に疑いを持つようになる。

また、社会に意思表示したことでわれわれは、自分の言ったことに責任を持つようになり、自分の断酒姿勢をますます正すことになる。虚栄心の強い人

は、そうした断酒の妨げになるものを捨てることができる。

酒に悩んでいる地域の人たちに断酒の飲びを伝えることが、われわれの責任であり使命でもあるが、こうしたことも姓名を名乗らないことにはわれわれの存在を知ってもらえない。逆に考えると、匿名でないことが酒害相談を怠けられない原因になり、ますますこの活動に積極的になれる。

酒害相談活動や教宣活動を通して学んだことが、われわれの断酒の糧になっていることは誰にも否定できないが、そうした環境づくりのためにも、姓名を名乗ることは大きな役割を果たす。

(指針と規範 P54～P55)



お待たせしました
父の日ですよ！